



2026年7月31日

各 位

会 社 名 日本空調サービス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 依藤 敏明
(コード： 4658、東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 北川 剛
(TEL. 052-773-2875)

当社従業員による不正行為に関するお知らせ

この度、当社におきまして、従業員による不正行為（以下、「当該不正行為」といいます。）が判明しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような事態が発生しましたことは誠に遺憾であり、お客様、お取引先様、株主及び投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。今後、再発防止の徹底とステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいります。

記

1. 当該不正行為の概要

当社の特定支店管轄の一営業所（以下、「当該事業所」といいます。）において、2013年から2026年にかけて、お客様（以下、「当該お客様」といいます。）から受託した一施設における空調並びに給排気設備保守点検業務に関して、以下の不正行為が行われていた事実が判明いたしました。

測定機器のトレーサビリティを証明する第三者発行の校正証明書及び検査成績表（以下、「第三者発行校正証明書等」といいます。）に関し、発行日や管理番号等を無断で書き換え（改ざん）し、点検報告書に添付して当該お客様へ提出しておりました。当該お客様との契約内容には、第三者発行校正証明書等が付された測定機器（以下、「当該測定機器」といいます。）の使用が謳われておりますが、第三者発行校正証明書等が付されていない測定機器により設備保守点検及び良否判定を行い、その結果を報告しておりました。

※当該不正行為の対象となった測定機器は、設備保守点検時等に使用する絶縁抵抗計、電流計、温度計、圧力計、張力計の5種類です。

※トレーサビリティとは、校正を受けた測定機器が国家計量標準に適合していることがトレーサブルである（追跡可能性が確保されている）ことを指します。

※校正証明書とは、指定の標準器を用いて正しく校正を実施したことを証明する書類です。

※検査成績表とは、測定機器等が所定の品質基準を満たしていることを客観的なデータで証明する書類です。

2. 当該不正行為が発覚した経緯

2026 年 6 月 23 日、当該お客様に提出した点検報告書に添付していた第三者発行校正証明書等について、ご担当者様より不審な点がある旨のご指摘をいただきました。2026 年 6 月 23 日～24 日にかけて、当該事業所の管轄支店により、関係する従業員へのヒアリング及び点検報告書データの調査を実施した結果、当該不正行為の事実が判明いたしました。

3. 当該不正行為に至った経緯と原因

(1)経緯

2012 年の給排気設備点検時に、当該お客様より当該測定機器による設備保守点検を求められましたが、当時は当該測定機器を所有していなかったため、その要件を満たす測定機器メーカー様のリース品にて対応いたしました。しかし、2013 年の設備保守点検時には、当該測定機器が準備できていなかったにもかかわらず、当時の事業所長及び担当者（以下、「当該担当者」といいます。）がスケジュールを優先するために、第三者発行校正証明書等が付されていない当社所有の測定機器を使用し、設備保守点検を実施いたしました。そして、その事実の隠蔽を目的として、2012 年の測定機器メーカー様のリース品に付されていた第三者発行校正証明書等の内容を改ざんして当該お客様に提出いたしました。その後も当該担当者が、同様の不正行為を単独または部下への指示により実施（14 年間で計 7 名の従業員が関与）していたことを確認しております。

※計 7 名の従業員のうち 1 名は既に退職しております。

(2)原因

①担当者の業務過多とコンプライアンス意識の希薄化

当該不正行為の当初要因は、タイトなスケジュールと業務過多の中、業務遅延を回避しなければならないという当時の事業所長及び当該担当者の抱えるプレッシャーが、コンプライアンス意識の希薄化をもたらしたことにあります。その後は、発覚を防ぐという安易な自己保身や校正の軽視というコンプライアンス意識の鈍麻等により、当該不正行為が継続されていきました。

②固定化した人事と校正についての現場任せの体制

当該事業所においては、当該担当者の異動が行われず在籍が固定化していたため、当該不正行為が継続されました。また、当該担当者が事業所長に昇格した後も、当該不正行為への関与を止めることはありませんでした。この間、管轄支店並びに本社の品質管理部門によるチェックの機会もありましたが、校正については現場任せになっていた環境からチェック機能が働きませんでした。

③通常のレポートラインの機能不全

関与した従業員の中には、コンプライアンス違反に対する懸念や倫理的な抵抗感を抱いた者もいましたが、当該担当者からの指示によるプレッシャーや職場内での人間関係悪化への懸念から、通常のレポートラインを通じての管轄支店等への報告・相談ができませんでした。

④社内研修・教育及び内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）の機能不全

文書管理を含めたコンプライアンス研修・教育を毎年実施しておりますが、それらが十分に機能しておりませんでした。また、問題の早期発見と自浄作用を促すべきコンプライアンス・ホットラインが機能しなかったことも、当該不正行為を長期間発見できなかった原因であると認識しております。

4. 当該不正行為への対応

(1)当該不正行為の発覚を受けて、品質管理部及びガバナンス統括部を中心に顧問弁護士とも連携しながら社内調査による事実関係の把握を進めるとともに、当該お客様には、当該不正行為に関するご報告、謝罪及び再発防止策のご説明を行いました。併せて、第三者発行校正証明書等が付された測定機器を使用しての全対象設備における再点検を実施させていただくことといたしました。

また、測定機器メーカー様及び第三者発行校正証明書等の発行会社様には、当該不正行為に関するご報告、謝罪及び再発防止策のご説明をさせていただき、ご理解をいただいております。

(2)関与した従業員に対しては、現在、社内規程に則り懲戒委員会による審議を進めている他、法的措置も含めた厳正な対処を検討してまいります。また、関係する従業員による当該不正行為を長期間発見できなかった経営管理責任についても重く受け止め、今後必要な審議等を検討しております。

(3)当該不正行為と同種の改ざん行為が行われていないかに関して、2026年7月29日までに当社グループ全社において横断調査を実施した結果、他に改ざん行為が行われた事実はなかったことを確認しております。

5. 今後の対応と再発防止策について

当社は当該不正行為が発生した事態を厳粛に受け止め、役員が一丸となり、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を中心に、以下の再発防止策を着実に実行してまいります。

(1)企業風土の再構築

当社の社是にある「誠実こそすべての基本姿勢なり」を全役職員が再認識し、あらゆる企業活動の基盤に徹底的に落とし込むことで、誠実を第一とする企業風土の再構築を図ってまいります。また、「お客様に安心感を与える最適な環境を維持するために、技術力と人的資源を結集させ、高品質サービスを提供する」という当社の果たすべき使命について、全役職員が今一度当事者意識を持って自分自身に腹落ちさせることで、コンプライアンス意識の拡充と再発防止の徹底、ステークホルダーの皆様からの信頼回復に取り組んでまいります。

(2)モニタリング機能及びチェック体制の強化

測定機器の校正が現場任せとなっていた体制を改め、校正重視の意識を徹底いたします。

第三者発行校正証明書等を点検報告書に添付してお客様へ提出する際には、品質管理推進者によるダブルチェックを義務化・徹底いたします。また、第三者発行校正証明書等の管理状況については、定期的（年1回）に品質管理部による内部点検を実施いたします。

(3)社内研修・教育の実効性向上とレポートライン及びコンプライアンス・ホットラインの機能強化

- ①当社の全役職員を対象として、当該不正行為も想定したコンプライアンス研修・教育を可及的速やかに実施いたします。また、毎年継続的に同研修・教育を実施することでリスク感度の醸成を図り、再発防止を徹底いたします。
- ②適切な人事ローテーションも含めた風通しの良い職場環境を構築することにより、通常のレポートラインが正常に機能する体制を確保いたします。更に、コンプライアンス・ホットラインの機能を強化するために、その制度の目的と通報者保護の理解促進を図り、適切な運用による問題の早期発見と自浄作用の向上を進めてまいります。

6. その他の管理に関する不備について

当社では、設備保守点検時等に使用する測定機器について、測定数値の正確性を担保するための自主的な基準として、第三者発行校正証明書等が付された社内校正用基準器により精度を確認するという、社内校正手続（以下、「社内校正」といいます。）を実施することとしております。

当該不正行為に関連して追加調査を行った結果、当該お客様との他施設における契約の一部において、社内校正が実施された測定機器の使用が謳われているにもかかわらず、社内校正を経ていない測定機器により設備保守点検及び良否判定を行い、その結果を報告していた事実が判明いたしました。

そのため、2026年7月17日時点で当社グループが所有する測定機器について、社内校正実施有無の一斉点検を行いました。その結果、社内校正が未実施であった測定機器が一部確認されましたが、2026年7月30日時点で全ての社内校正を完了しております。なお、一斉点検を実施した測定機器の96%以上が測定許容精度（社内基準）を満たしていましたが、不適合であった測定機器を使用して設備保守点検を実施していた全てのお客様に対しては、改めて社内校正を実施した測定機器による再点検を実施させていただく予定です。

今後、測定機器の社内校正については、品質管理推進者による立会いを必須とし、社内校正記録書の作成・保管を確実に実行いたします。また、測定機器の社内校正実施状況及び社内校正記録書の管理状況については、第三者発行校正証明書等と同様に、定期的（年1回）に品質管理部による内部点検を実施いたします。

※一斉点検を実施した測定機器は、設備保守点検時等に使用頻度が高い電流計、電圧計、絶縁抵抗計、温度計の4種類です。

※電流計及び電圧計の測定許容精度（社内基準）：基準器値の±5.0%以内

絶縁抵抗計の測定許容精度（社内基準）：基準抵抗値の±10.0%以内

温度計の測定許容精度（社内基準）：基準器値の±0.5℃以内

7. 業績に与える影響について

本件が当社の連結業績に与える影響は、現時点において軽微であると考えておりますが、開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上